Visa・マスター ゴールドカード 保険サービス

ご利用の手引き

vá *VJA* グループ

・被保険者の範囲は本会員・家族会員となります。

| ・家族 | 映音の製品は本芸具・家族芸具となりより。 特約はP.4参照 | | | | | |
|----------------|--|---|--|--|--|--|
| 提 | 傷 | 害 | 疾 病 | | | |
| 增 | 死亡・後遺障害 | 治療費用 | 治療費用 | | | |
| 保険金額(注1) | 最高 5,000 万円 自動付帯分 1,000万円 カード利用条件分 4,000万円 | 300万円 (1事故の限度額) | 300 万円 (1 疾病の限度額) | | | |
| 保険金をお支払いする主な場合 | ●被保険者が旅行期間(注 2)中に偶然な事故により 身体にケガを負い、その ケガが直接の原因で、 ● 事故の発生の日からその 日を含めて180日以内に ①死亡された場合 ②後遺障害が生じた場合 | ●被保険者が旅行期間(注 2)中に偶然な事故により 身体にとがを負い、その ケガが直接の原因で、 ● 医師の治療を受けられた 場合 | ・被保険者が旅行期間開発病 2)中または旅行口期間発病 了後4時間は以内原時間 が行期過度をである。 が行期過度を発展的 が行期過度を発展的 が行期過度を発展的 が行期過度を引きます。 が行ります。 が利力に病病にない が病りが表現の が病した病の が病りが表現の が病りが表現の が病した病の が病りでは、 が病した病の が病りでは、 の原因が旅行のに のます。 のでの のでの のでの のでの のでの のでの のでの ので | | | |
| お支払いする保険金 | ● 死亡された場合・・ 被保険者的常分 1,000万円 +カト利用条件分 4,000万円 +カト利用条件分 4,000万円 ・ (注3・4) ★ 死亡保険金受取人指定はできません。 ②後週障害が生じた場合・・ 自動付帯分(1,000万円)カトト利用条件分 (4,000万円)それぞれ、後週障害の程度に応じて 3%~100% (注3・4) | ・事故発生日から180日以内 に要した次の費用のうち、現 実に支出した金額で社会通 念上安当と認められる金額 ・医師の診察費、処置費、手術費 ・医師の影察費、処置費、手術費 ・医師の影響を表します。 ・医師の必要・処方による薬剤費、治療材料費、医療器・ 使用料 ・活像のたい必要となった流過駅電入費用 ・治療のため必要となった流過駅電入費用 ・治療のため必要となった流過駅電入費用 ・知能と必要となった流過駅電入費用 ・知能と必要となった流過駅電入費用 ・知能と必要となった次の費用(20万円限度) ・国際電話料等通信費 ・知能と数を対した機能した場合に、旅行行に復帰または直接帰国するための交通費のより溶り ・方にとより当初の旅行行程を離脱した場合に、旅行行に復帰または直接帰国するための交通費のより溶り ・方に人以及を受けた連合 ・方に大阪を受けた運動や負担を予定していた流 は控除されます。 ・病院までの交通費(保険会社が妥当と認めたものに限 ます。) | | | | |

- 注1 複数のクレジットカード(他社カード含む)付帯の側面保険にご加入の場合、死亡、後週階階の保険金額は合質 発すす。最も高い保険金額が開発となり、各カード(他社カード含む)に付帯する保険金額に応じて投びして保 廃金をお支払いします。たたし、法人カード(は人物がカード内側代金を3機を終生的ものとそれ以外のよう に対している。 にがしている。 にがしてい

具をいいます(当該旅行のために乗用するものに限ります。)。

当該カードご加入日(カード発行日)の翌日以降に日本を出発される旅行が保険の対象となり ます。

賠償責任 携行品損害 救援者費用

(1 事故の限度額)

(1旅行中かつ 1年間(注6)の限度額)

(1年間(注6)の限度額)

- 旅行期間(注2)中に偶然 な事故により、被保険者が 他人の身体または財物に 損害を与え、法律上の賠償 責任を負った場合
 - 他人の財物を使用・管理 中に与えた損害は除きま す。ただし、次のものはお 支払いの対象となります。
 - 宿泊施設の客室、客室内の 動産、セイフティボックスのキーおよびルームキー 居住施設内の部屋およ
 - び部屋内の動産(建物ま たは戸室全体を賃借して いる場合は除きます。)
 - レンタル業者から直接借り入れた旅行用品または 生活用品

- 旅行期間(注2)中に携行す る身の回り品(被保険者の 所有するもの)が盗難・破 損・火災等の偶然な事故に より損害を受けた場合
 - 「携行する」とは、携えて 持っている状態、または 被保険者が常時監視で きる状態をいいます
 - 携行品とは、被保険者が 所有かつ携行する身の回 り品をいいますが、現金、 小切手、株券、手形、預金 証書、免許証、クレジット カード、入歯、コンタクト レンズ、帳簿、図面、各種 書類、動植物、自動車, オートバイ、船、居住施設 内にあるもの、別送品は 含みません。また危険な

スポーツを行っている間 のそれらの用具の損害に ついては保険金は支払わ れません。

- ●旅行期間中(注2)に救援 対象者が、
 - 死亡した場合
 - ケガによる事故後180 日以内の死亡
 - 疾病による死亡 発病した疾病により旅 行期間終了後30日以
 - 内の死し ケガまたは発病した疾 病により、7日間以上継
 - 続入院した場合 山岳漕難、搭乗機・船舶 が行方不明・遭難した場
 - 偶然な事故により生死 が確認できない場合、ま たは緊急な捜索救助を 要する状態を警察等が 確認した場合

- 法律上支払うべき損害賠 償金
- 求償権の行使や損害防止 軽減のために必要・有益な 費用
- 被害者の応急手当等の緊
- 急措置費用 書面による保険会社の同意
 - を得て支出した訴訟費用 示談の相手方および賠 償金額の決定には、事前 に保険会社の承認が必 要です。
- 保険会社には示談代行 の義務はありません。

- 1回の事故ごとに損害額のう 53,000円(免責金額)を3
 - 自身で負担していただきます。損害額とは、購入額から減価償 却した時価額(修理可能な物 は時価を限度として修理費)を 指します。ただし1個1組1対
- につき10万円を限度とします。 航空券等の損害額は、事故後 に元の券と同等の範囲内で再 購入した費用とし、1事故につ き5万円を限度とします。
- 旅券の損害額は、再発給また は渡航書発給に要した手数 料・最寄り在外公館へ赴く交 通費・発給地におけるホテル 客室料とし、1事故につき5万 円を限度とします。
- 救援対象者および親族の 方が支出した次の費用のう ち社会通念上妥当と認め
- られる金額 現地に赴く航空運賃等交 通費(救援者3名分限度)
 - 現地でのホテル等客室料 (救援者3名分限度かつ 1名につき14日間限度)
 - 現地からの救援対象者 の移送費用
 - 救援対象者の死亡によ る現地での遺体処理費
- 用(100万円限度) 救援者渡航手続費およ び現地での諸雑費(20 万円限度)
- 捜索救助費用

注6) 当該カードで加入日(会員がカード会社に登録された日) 応当日翌日の午前 O 時から 1 年間の会員資格期間を指します。

※死亡保険金の受取人は被保険者の法定相続人になります。受取人の指定はできません。 ※当該保険は自動事連転に関する船襲事が高の船債保険は付帯しておりません。 海外でレンタカー等を利用する場合、現地で自動事保険へのご加入を推奨します。

・当該カード利用の有無に関わらず自動付帯となります。

当該ゴールドカード会員(本会員・家族会員)以外のご家族の方に も海外旅行傷害保険が付帯されております。

<対象となる家族の範囲>

- ①当該ゴールドカード本会員と生計を共にする19歳未満の同居 の親族
- ②当該ゴールドカード本会員と生計を共にする19歳未満の別居 の未婚の子
- ※親族とは、6親等以内の血族または3親等以内の姻族となりま す。ただし以下の条件を全て満たす方とします。
 - ▶海外旅行の目的を持って日本の住居を出発した日時点にお いて、上記に該当する親族である事

(対象外となる例:旅行出発後出産されたお子様等)

●事故発生時、発病時または費用発生時において、上記に該当 する親族である事

ただし「19歳」の判断基準は、被保険者が海外旅行の目的を 持って住居を出発した日時点の年齢により判断します。

※家族特約は当該ゴールドカード本会員と生計を共にしている 事が前提となりますので、同居の親族であってもお勤めをされ ている家族の方等の場合は家族特約の対象とならない事があ りますので、ご注意ください。

<補償内容>

| 担保項目 | 保険金額(注 1) |
|---------|---|
| 死亡・後遺障害 | ①死亡の場合 1,000万円 ②後遺障害の場合後遺障害の程度に応じて 30万円~1,000万円 |
| 傷害治療費用 | 200万円 (1 事故の限度額) |
| 疾病治療費用 | 200万円 (1 疾病の限度額) |
| 賠 償 責 任 | 2,000万円 (1 事故の限度額) |
| 携行品損害 | 50万円(自己負担 3,000円) (1旅行中かつ1年間(注2)の限度額) |
| 救援者費用 | 200万円 (1年間(注2)の限度額) |

注) | 接数のクレジットカード付押の傷害保険にご加入の場合、死亡・後週間率の保険金額に与院工作。長 も興心保険金額が開きため、各カードに付款する保険金額におして持りて保険金を含支払します。 ただし、法人カード(法人等がカード利用代金支払債務を負うもの)とそれ以外のカードをお持ちの場合 は、法人カード(法人等がカード利用代金支払債務を負うもの)とそれ以外のカードをお持ちの場合 は、法人カードとそれ以外のカードのそれでは「上記の規定が適用されます。死亡・後週間書以外の保 廃金は、複数の同種保険にご加入の場合、クレジットカード付無「限らす。各保険の保険金額に応じて、 保険金か定込れれるべき機能を安めた「保険金を支を返出します。

注2)当該カードご加入日(本会員がカード会社に登録された日)応当白翌日の午前0時から1年間の会員資 補制間を指します。 ※当該カードの家族カードをお持ちの方については、家族会員としての補償が優先し、家族特約により重複し

上記内容は概要を説明したもので、実際の保険金お支払いの可否は、普通保険約款および特約等に基づきます。

・被保険者の範囲は本会員・家族会員となります。

公共交通乗用具 搭乗中 傷害事故

宿泊火災 傷害事故 募集型企画旅行 参加中 傷害事故

死亡・後遺障害保険金額

最高5.000万円

(自動付帯分 1.000万円・カード利用条件分(注3)4.000万円)

入院保険金日額(フランチャイズ 7 日(注2)) 5.000円 通院保険金日額(フランチャイズ 7 日(注2)) 2.000円 手術保険金 最高20万円

保険金をお支払い する主な

被保険者が公共交通乗用具 (注4)に乗客として搭乗中 の急激かつ個然な外来の事 故によるケガが原因で ①事故の発生の日から

180 日以内に死亡され た場合 ②事故の発生の日から

180 日以内に後遺障害 が生じた場合

③医師の指示に基づき入院 された場合

④ケガの治療のために入院 し所定の手術を受けた場

⑤通院により医師の治療を 受けた場合

被保険者が宿泊施設に宿泊 中に火災・破裂・爆発によっ て被ったケガが原因で ①事故の発生の日から

180 日以内に死亡され た場合 ②事故の発生の日から

180 日以内に後遺障害 が生じた場合

③医師の指示に基づき入院 された場合 ④ケガの治療のために入院

し所定の手術を受けた場

⑤ 通院により医師の治療を 受けた場合

被保険者が宿泊を伴う募集 型企画旅行(注5)参加中 の急激かつ偶然な外来の事 故によるケガが原因で

①事故の発生の日から 180 日以内に死亡され

た場合 ②事故の発生の日から 180 日以内に後遺障害

が生じた場合 ③医師の指示に基づき入院

された場合 ④ケガの治療のために入院 し所定の手術を受けた場

⑤通院により医師の治療を 受けた場合

する

①死亡された場合…被保険者の法定相続人に 白動付帯分 +カード利用条件分

1.000万円 4,000万円(注3)

★死亡保険金受取人指定はできません。 ②後遺障害が生じた場合…自動付帯分(1,000万円)・カー円)それぞれ、後遺障害の程度に応じて3%~100%(注3) - ド利用条件分 (4,000万

③[入院保険金日額 × 入院日数] (ただし、事故の発生の日から 180 日以内の入院でか つ 180 日が支払の限度

④手術の種類に応じて[所定の倍率(10倍、20倍、40倍)×入院保険金日額](ただし、 手術を受けた場合で、1回の事故につき 1回の手術に限る) ⑤ [通院保険金日額 × 通院日数] (ただし、事故の発生の日から 180 日以内の通院でか

つ90日が支払の限度)

注 1)他のクレジットカード付帯の傷害保険にご加入の場合は、死亡・後週障害、入院、週院の保険金額・保険金日額 は台資されず、いずれい高い方が方支払網度となります。 注 2)事故の発生の日から8日日以降、入陸・通路の状態にある場合、1日目から保険金が支払われます。 注 3)カード利用条件付は、公共交通乗用員に搭乗するい間に、その料金を当窓クレジットカードにより払い込んだ場合、またはグーターポンメテム(注 6)を利用して予約またよう多値高代金を当窓クレジットカードにより払い込んだ場合に・機関通りによる保険金額でグラットカードにより払い込んだ場合に・機関通用となる保険金額でグラットが、全に関係しているというでは、100円により払い込んだ場合に・機関通用となる保険金額でグラットが、全に関係している。

行者が提供券組に高いては、第175年で、第175年に、第

※死亡保険金の受取人は被保険者の法定相続人になります。受取人の指定はできません。

※上記のケガを被ったとき既に存在していた身体の障害や疾病の影響により、または当該事故と関係なく事後に発生した傷害や疾病の影響により、当該事故によるケガが重大となったときは、その影響がなかった場合に相当する金 額が支払われます。

上記内容は概要を説明したもので、実際の保険金お支払いの可否は、普通保険約款および特約等に基づきます。

■保険金をお支払いできない主な事故

①傷害事故 (海外・国内共通)

- 保険契約者・被保険者・保険金受取人の故意または重大な過失によ る事故
- 被保険者の闘争・自殺または犯罪行為
- 被保険者に対する刑の執行
- 戦争・暴動等変乱、放射線照射、放射能汚染、原子力核反応による事 故
- 核燃料物質、または核燃料物質によって汚染されたものの放射性・ 爆発性その他の有害な特性による事故
- ●被保険者の脳疾患・疾病・心神喪失による事故
- 被保険者が無資格運転中または酒気帯びや麻薬等の影響下で運転中 の事故
- 被保険者の妊娠・出産・早産・流産
- 保険金を支払うべき傷害の治療以外の被保険者に対する外科的手術 その他の医療処置
- |地震・噴火・津波による事故(海外旅行傷害保険は除く)
- 原因がいかなるときでも、蘔部症候群、腰痛その他の症状を訴えて いる場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のな いもの
- 被保険者が危険なスポーツ活動中の事故
- 以下(下に) ハブルマン・ハー・ハロカリーソー い 米 危険なスポーツとは……旧番登は人(細)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機 (地) 操縦(細)、スカイダイビング、ハンググライダー 搭乗、超軽量動力機(細) 搭乗、ジャ イロブレーン 搭乗その他これらに関する危険な 運動ないいます。 (注) 1015登はんとはビッケル、アイゼン・ザイル、ルンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング (フリークライミングを3をます。)をいん、最 る種の高さか Sm以下であるボルダリングは含みません。 (注) 前空機にはグライダーされび飛行機は含みません。

- (名ど)別の受験にはジフイソーのない所で加らるのまとい。 (注3)別の受験解には実務として発酵する場合は含みません。 (注4)別経量数力機とはモーターバングライター、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、バラブレー ン等のパラシュート型制度量数力機と含みません。
- ▶被保険者が自動車・原動機付自転車・モーターボート等によるレー ス中(レースに進ずるものおよび練習中を含みます。)の事故
- ■公共交通乗用具搭乗中の傷害事故は、公共交通乗用具に乗客として 搭乗中の事故に限られますので、電車・タクシー等から降車した後 の事故は補償されません。(国内旅行のみ)
- ※報空機の指案者のときに限り「航空機搭乗者に限り入場が許される飛行場敷地内にいる 間、は補償されます。(施設管理者の事故証明書が必要) 募集型を値解析(信泊を伴うもの)に参加中の傷害事故は募集型企
- 画旅行として集合から解散までの旅行参加中の事故に限られますの で、集合場所へ向かう途中の事故や解散後の事故は補償されません。 など (国内旅行のみ)

★既往の身体の障害や疾病の影響により、または当該事故と関係なく事後に発生した傷害や疾病の影響により、 当該事故による傷害が重大となったときは、その影響がなかった場合に相当する部分についてのみ保険金をお

②疾病治療費用(海外のみ)

- 保険契約者・被保険者・保険金受取人の故意または重大な過失によ る事故
- 被保険者の闘争・自殺または犯罪行為
- 戦争・暴動等変乱、放射線照射、放射能汚染、原子力核反応による事
- 原因がいかなるときでも、靈部症候群、腰痛その他の症状を訴えて いる場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のな いもの
- 旅行開始前から発病していた疾病、旅行終了後48時間経過後に発病 した疾病
- 被保険者の妊娠・出産・早産・流産およびこれらに起因する疾病
- 歯科疾病
- ピッケル、アイゼン等登山用具を使う山岳登はん中の高山病 など ★既往の身体の障害や疾病の影響により、または当該疾病と関係なく事後に発生した傷害や疾病の影響により、診疾病が重大となったときは、その影響がなかった場合に相当する部分についてのみ保険金をお支払いします。

③賠償責任 (海外のみ)

- ■保険契約者・被保険者の故意または重大な渦失による事故
- 戦争・暴動等変乱、放射線照射、放射能汚染、原子力核反応による事
- ●被保険者の職務遂行に直接起因する事故(仕事上の賠償責任)
- 被保険者の親族に対して生じた事故
- 被保険者が使用・管理中の財物に生じた事故
- 被保険者またはその指図による暴行または殴打に起因する事故
- 航空機・船舶・車両・銃器の所有・使用・管理に起因する事故 など

④携行品損害 (海外のみ)

- ■保険契約者・被保険者・保険金受取人の故意または重大な過失によ
- 被保険者が無資格運転中または酒気帯びや麻薬等の影響下で運転中 の事故
- 戦争・暴動等変乱、放射線照射、放射能汚染、原子力核反応による事 故
- 差押、徴発、没収等公権力の行使による事故
- ▶自然消耗、性質によるサビ・カビ・変色・ねずみ食い・虫食い欠陥 による損害
- 汚れ・キズ・塗装のはがれ等、機能に支障がない外観上の損害
- 置き忘れまたは紛失による事故(置き忘れ後に生じた盗難も含む)
- 偶然な外来の事故に直接起因しない電気的事故または機械的事故
- 修理の際に発生する代金引換手数料
- 被保険者が滞在する居住施設内にあるもの、別送品
- 商品・製品等、業務の目的のみに使用される設備・什器等 など

⑤救援者費用(海外のみ)

- 保険契約者・救援対象者・保険金受取人の故意または重大な過失に よる事故
 - ▶救援対象者の闘争・自殺または犯罪行為(自殺による死亡を除く) 戦争・暴動等変乱、放射線照射、放射能汚染、原子力核反応による事
- 救援対象者が無資格運転中または酒気帯びや麻薬等の影響下で運転
- 中の事故 (無資格運転・酒気帯び運転中の事故による死亡を除く)
- 旅行開始前から発病していた疾病を原因とする入院教援対象者の妊娠・出産・早産・流産およびこれらに起因する疾病 (妊娠・出産・早産・流産による責任期間中の死亡を除く)による入 院
- ●歯科疾病による入院

など

上記内容は概要を説明したもので、実際の保険金お支払いの可否は、普通保険約款および特約 等に基づきます。

万一事故にあわれた場合のご連絡先・カード付帯保険についてのお問合せ

VJ 保険デスク(三井住友海上)

受付時間/日本時間 9:15~17:00 年中無休 ※ご連絡の際は、カード(カード番号)をお手元にご用意ください。 ■国内から

120-658-811(無料)

■海外から

国識別番号 地域番号 地域内番号

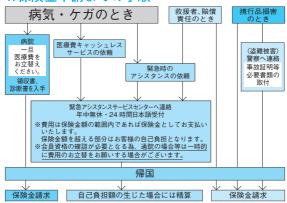
18 888-9225

(コレクトコールをご希望の場合は、お客さまご自身で事前にコレクト コールをお申し込みください。)

4 アクシデントが発生した場合には

■海外旅行の場合

1.保険金申請までの手順



[※]帰国後 VJ 保険デスク(三井住友海上) 0120 - 658 - 811・無料(9:15 ~ 17:00年中無休)

までご連絡ください。 ※保険金請求の場合、事故日より30日以内にご連絡ください。

2 保険金請求に必要な書類

| 現 医師の診断書 ◎(注1) ◎(注 地ででご手配いたでしいが 書 ◎ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ | _ | 「大生品が、ことへの日 | ^/\ | | | - | | |
|---|-----------------|-----------------|-----------|-------|------------------|-------|--------------|------------------|
| 地 治療費の明細書・領収書 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ | 保険 | | 死亡 保険金 | 後遺障害 | 保 療 費 用 | 救援者費用 | 携行品損害 保険金 | 保 償 責 任 |
| 購入時の領収証・保証書 | 現 | 医師の診断書 | | | ◎(注1) | | | ◎(注3) |
| 購入時の領収証・保証書 | 地 | 治療費の明細書・領収書 | | | 0 | | | ◎(注3) |
| 購入時の領収証・保証書 | 5 | 死 亡 診 断 書 | 0 | | | | | |
| 購入時の領収証・保証書 | 手 | 事 故 証 明 書 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 購入時の領収証・保証書 | 真に | 盗 難 届 出 証 明 書 | | | | | 0 | |
| 購入時の領収証・保証書 | た | 支出を証明する書類 | | | | 0 | | |
| 購入時の領収証・保証書 | たく | 示 談 書 | | | | | | 0 |
| 購入時の領収証・保証書 | 書類 国内でご手配いただく書類 | 示談金領収書 | | | | | | 0 |
| | | 損害額を立証する書類 | | | | | | 0 |
| 図 | | 購入時の領収証・保証書 | | | | | 0 | |
| 損害品の写真(盗難以外の場合) ○ | | 修理見積書・修理費用領収証 | | | | | 0 | |
| ○ | | 損害品の写真(盗難以外の場合) | | | | | 0 | |
| ▼ 任 状 · 戸 籍 謄 本 ○ | | 除籍 謄 本 | 0 | | | | | |
| 1) //) de 100 ch = A N/C alb | | 委 任 状・戸 籍 謄 本 | 0 | | | | | |
| 後 遺 障 害 診 断 書 🔾 | | 後遺障害診断書 | | 0 | | | | |
| だ 印鑑証明書 ○ ○ ○ | | 印鑑証明書 | 0 | 0 | 0 | 0 | | 0 |
| 保険金請求書 ○ ○ ○ ○ ○ | | 保 険 金 請 求 書 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 音 日本出入国日を証明する書類 ○ ○ ○ ○ ○ ○ | | 日本出入国日を証明する書類 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 当該カードの利用を証明する書類 ◎(注2) ◎(注2) | | 当該カードの利用を証明する書類 | ◎(注2) | ◎(注2) | | | | |

^{※○}印は原則として必要な書類。○印は場合によっては必要となる書類です。その他、事故内容により別途書類の提出 をお願いするケースがあります。 (注 1)診断書料は保険金お支払い対象とはなりません。 治療費が30万円以下の場合は原則として診断書の取付を省略できます。

⁽注2)カード利用条件分の保険金請求に必要となります。 (注3)対人賠償の保険金請求に必要となります。

■国内旅行の場合

保険金請求に必要な書類

| 本民业明小に近久る自然 | | | | | | |
|--------------------|--------------|-------------|-----------|--|--|--|
| 保険金種類保険金請求書類 | 入院・通院 保険金 | 後遺障害 保険金 | 死亡 保険金 | | | |
| 保 険 金 請 求 書 | 0 | 0 | 0 | | | |
| 診療 状況 申告書 | 0 | | | | | |
| 同 意 書 | 0 | 0 | 0 | | | |
| 診 断 書 | 0 | | | | | |
| 後遺障害診断書 | | 0 | | | | |
| 事 故 証 明 書 | 0 | 0 | 0 | | | |
| 死亡診断書または死体検案書 | | | 0 | | | |
| 除籍謄本・相続権者の戸籍謄本 | | | 0 | | | |
| 委 任 状 | 0 | 0 | 0 | | | |
| 念書 | | | 0 | | | |
| 印 鑑 証 明 書 | 0 | 0 | 0 | | | |
| 当該カードの利用を証明する書類 | | ◎(注) | ◎(注) | | | |

※○印は原則として必要な書類。○印は場合によって必要となる書類です。その他、事故内容により別途書類の提出を お願いするケースがあります。 ※保険金のご請求が30万円以下のときは、「診療状況申告書」に記入していただくことで、診断書の取付を省略できます。 (注) カード利用条件分の保険金請求に必要となります。

万一事故にあわれた場合のご連絡先・カード付帯保険についてのお問合せ

VJ 保険デスク(三井住友海上)

受付時間/日本時間 9:15~17:00 年中無休 ※ご連絡の際は、カード(カード番号)をお手元にご用意ください。 ■国内から

0120-658-811

■海外から

 国識別番号
 地域番号
 地域内番号

 81 - 18 - 888-9225

(コレクトコールをご希望の場合は、お客さまご自身で事前にコレクトコールをお申し込みください。)

アシスタンスサービス

1.三井住友海上の緊急アシスタンスサービス 〈年中無休・24時間・日本語受付・無料〉

海外旅行中に不慮のケガや病気に見舞われ、医療施設への緊急移送 の必要がある場合など、緊急のアシスタンスサービスが必要な場合 には、ご滞在地に応じ、各センターへお電話ください。なお、サービ ス対象地域は日本国外です。

三井住友海上の緊急アシスタンスサービスは、国際的なアシスタンス 専門会社である「ヨーロッパ・アシスタンス・ジャパン社」「プレステージ・ インターナショナル社」と提携して実施しております。

2. サービスの内容

- ●ケガや病気の場合の緊急アシスタンス 医師・医療施設の紹介・案内、医療費キャッシュレスサービス、 患者の医療施設への移送、患者の本国への移送、現地での医師の 緊急派遣、医薬品類の緊急手配、通訳の紹介・手配
- ●ケガや病気により亡くなられた場合の緊急アシスタンス 現地でのご遺体の埋葬、ご遺体の本国への移送
- ●その他のアシスタンス 救援者の渡航・宿泊手配、遭難された場合の捜索・救助
- ●法律上のアシスタンス

弁護士の紹介・手配 など

(注)アクシデントが発生し、当該サービスをご利用いただく際は、 各センター(次ページご参照)へご連絡のうえ、オペレーター の案内に従ってご利用ください。

3. サービスの費用について

- ●アシスタンスサービスの費用は、海外旅行傷害保険で補償される金額 までは保険金として精算いたしますので、会員の皆様の自己負担はありません。
- サービスの費用が保険金額を超えたとき、又は費用の一部が保険の対象とならないときは、会員の皆様にお支払いできない費用及びその費用に対するアシスタンス会社の手数料を自己負担していただきます。
- ●会員資格の確認が必要となる為、通院の場合等は一時的に費用のお立 替をお願いする場合がございます。

4.ご連絡先

お客さまのご滞在地域により、次ページの電話番号におかけください。 通話料無料でおかけになれます。

<緊急アシスタンスサービスご連絡先>

※ご連絡の際は、カード(カード番号)をお手元にご用意ください。

| ご滞在地 | 電話番号 |
|-----------------------|------------------|
| アメリカ 本土・ハワイ・グァム・サイパン | 1-833-950-0895 |
| カナダ | 1-833-907-7546 |
| メキシコ | 01-800-123-3165 |
| アルゼンチン | 0800-777-0121 |
| コロンビア | 01-8009-812125 |
| ブラジル | 0800-761-0219 |
| ペルー | 0800-53-282 |
| シンガポール | 800-8110-833 |
| インドネシア | 007803-81-1-0040 |
| タイ | 1800-011-220 |
| フィリピン | 1-800-1-8110328 |
| ベトナム | 120-81-047 |
| 中国携帯 / 全土 | 4001-203741 |
| 香港 | 800-90-0364 |
| 台湾 | 00801-81-2778 |
| 韓国 | 00798-81-1-0833 |
| オーストラリア 本土 | 1-800-718-261 |
| ニュージーランド | 0800-64-0365 |
| イギリス | 0808-23-44030 |
| イタリア | 800-7-89395 |
| オーストリア | 0800-298839 |
| ギリシャ | 00-800-8113-0139 |
| スイス | 0800-89-5961 |
| スウェーデン | 020-790-258 |
| スペイン 本土 | 9009681-92 |
| チェコ | 800-144-035 |
| デンマーク | 8025-4544 |
| ドイツ | 0800-1-80-2244 |
| ハンガリー | 06-800-21625 |
| フランス・モナコ | 0800-90-8506 |
| ベルギー | 0800-1-2561 |
| ポーランド | 00-800-811-1221 |
| ポルトガル | 800-8-81-055 |
| ルクセンブルク | 8002-6036 |
| ロシア | 8-800-301-8863 |
| アラブ首長国連邦 | 800-081-0-0146 |
| イスラエル | 1-80-946-5203 |
| 全世界(上記電話がご利用いただけない場合) | 050-3820-3992 |

[※]滞在の国・地域によっては無料電話に対応していない公衆電話や、接続の際に国内適話料相当額が必要とされる場合があるほか、電話機能や回線事情によりご利用になれない場合や、ホテル等を置外の電話からおかけの際、サービス料や利用料かかかる場合もありますので、ご利用の利用料がかかる場合もありますので、ご利用時には利地でご譲載ください。また、日本国内から漏外ロニメッグセレンダル等した携帯電話から無料電話にご連続された場合、滞在国が適話料相当額がかかりますのでご注意ください。この場合の通話科及リケーとス料・利用はお客務負担となりますのでもからからごで表ください。この場合の通話科及リケーとス料・利用はお客務負担となりますのであらからからごで表ください。また、東京所移転、現地電話番号体系の変更等やむを得ない事情により変更となる場合がありますのであらりしめこ了家々ださい。

| X | ŧ | |
|---|---|---|
| | | |
| | | |
| | | _ |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | _ |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

| × | Ŧ | |
|---|---|--|
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

| X | ŧ | |
|---|---|---|
| | | |
| | | |
| | | _ |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | _ |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

下記保険についてのお問合せおよび、万一事故にあわれた場合のご連絡先

海外旅行傷害保険 海外旅行・家族特約 国内旅行傷害保険

VJ 保険デスク (三井住友海上)

■国内から

0120-658-811 (mm)

■海外から

国識別番号 地域番号 地域内番号 8 1 - 1 8 - 8 8 8 - 9 2 2 5 (コレクトコールをご希望の場合は、お客さまご自身で事前にコレクトコールをお申し込みください。)

受付時間/日本時間 9:15~17:00 年中無休 ※ご連絡の際は、カード(カード番号)をお手元にご用意ください。

本保険サービスのご案内は、お持ちのカードに付帯させていただいている保険サービスの概要についてご説明させていただいたものです。実際の保険金お支払いの可否等は、普通保険約款および特約等に基づきます。なお、保険サービスの内容は予告なく変更される場合がありますのであらかじめご了承ください。

引受保険会社

三井住友海上火災保険株式会社

2024年10月